公　告　　第　１　号
平成２５年　６月　　７日

公　　告

契約担当官
航空自衛隊第５警戒隊
会計班長　吉野　裕介

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

１　競争入札に付する事項
(1)　件　　名　　車両外注整備（共通仕様書のとおり）
(2)　予定数量　　１２８．０点
(3)　履行場所　　業者整備工場
(4)　履行期間　　平成２５年　６月１９日～平成２６年　３月３１日

２　入札日時　　平成２５年　６月１９日（水）　１４時００分

３　入札場所　　航空自衛隊串本分屯基地　庁舎２階「会議室」

４　決定方法　　単価決定

５　参加資格
(1)　予算決算及び会計令第 70 条及び同 71 条に該当しない者であること。
(2)　全省庁統一資格「役務の提供」Ｃ級又はＤ級の交付を受けた近畿地域の競争参加資格を有する者
(3)　契約担当官等から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

６　保証金　　入札保証金・・・・免除
　　契約保証金・・・・免除

７　入札方法　　落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税を含まない入札金額（単価）をもって落札決定を行うので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

８　入札の無効
(1)　第５項に示す参加資格のない者のした入札
(2)　その他、入札条件に違反した入札
(3)　「暴力団排除に関する契約事項」若しくは「暴力団排除に関する契約書」に虚偽があった又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者が提出した入札書を無効とする。

９　契約書作成の有無　　（有）　・　無

１０　適用する契約条項等　航空自衛隊標準契約条項の役務供給契約条項及び適用契約条項の関係条項による。

１１　契約条項を示す場所　航空自衛隊串本分屯基地会計班事務室

１２　郵便入札の可否　　可　・　（否）

１３　その他
(1)　代理人の入札参加者は委任状持参のこと。
(2)　入札参加希望者は、平成２５年６月１２日（水）までに下記まで連絡のこと。
(3)　入札日までに競争参加資格決定通知書の写しを会計班契約係まで提出（ＦＡＸ可）すること。
(4)　暴力団排除に関して排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には警察への通報及び捜査協力を行うこと及び契約担当官等へ報告しなければならない。
(5)　問い合わせ先
　　航空自衛隊串本分屯基地　会計班契約係
　　電話番号　０７３５－６５－０１３４　（内線２３８）　　担当：米森

航空自衛隊共通仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	車両外注整備	5警LPS－V23003－1	
		作成	平成13年 3月30日
		承認	平成13年 4月16日
		改正	平成20年 4月 7日
		作成部隊等名	第5警戒隊

目　　次

1 総則 …… 2

2 要求事項 …… 4

3 品質保証 …… 8

4 監督及び検査 …… 9

5 契約相手方の技術協力 …… 9

6 保証 …… 9

7 不具合等の処理 …… 10

8 輸送 …… 10

9 その他の指示 …… 10

10 仕様書の疑義 …… 11

件　　名	車　　両　　外　　注　　整　　備

1　総則

1－1　適用範囲

この仕様書は、第５警戒隊が行う、市販型車両 （以下「車両等」という。）の外注整備について、契約相手方が実施する一般共通事項について適用する。

1－2　用語の意味

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の意味は、各項に定めるもののほかは、次に示すとおりとする。

（1）参考文書

参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるための参考となる文書及び図面等をいう。

（2）個別Ｔ．Ｏ等

個別Ｔ．Ｏ等とは、当該車両等に適用する技術指令書（Ｊ．Ｔ．Ｏ）及び製造会社が、車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、オーバーホール指導書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるものをいう。

（3）車両等

車両等とは、一般に市販されている車両と同型式の車両であって航空自衛隊車両等整備基準（Ｊ.Ｔ.Ｏ　００－１０－９）の第１－２表に示す車両及びその構成品取り付け品並びに部品をいう。

（4）監督

監督とは、監督官が役務契約について、契約の適正な履行を確保するため、契約相手方の契約履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認するため、立会及び指示等を行うことをいう。

（5）検査

検査とは、役務契約上の要求事項に対し、調達物品等の品質及び数量等が、適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

（6）修理不能

修理不能とは、次の各号のものをいう。

ア　個別仕様書に規定された、修理限度を超える場合

イ　個別仕様書の要求事項において、特に規定がない限り、修理に必要な部品及び材料費（純正もしくは同等類似品及び官給品を含む。）の総費用が新品取得価格の６５％以上と見積もられる場合

ウ　特に官側が規定した場合

１－３　関連文書

関連文書とは、この仕様書に引用する文書及び参考となる文書で、次のとおりとし、この仕様書に規定する範囲において、仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもの以外は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

（１）引用文書（法令等）

ア　自衛隊の使用する自動車に関する訓令
（昭和４５年　防衛庁訓令第１号）

イ　優良自動車部品一覧表
（空幕調達第２７５号　昭和４０．１１．８）

ウ　航空自衛隊車両等整備基準
（Ｊ．Ｔ．Ｏ　００－１０－９）

エ　車両等の塗装及び標識
（Ｊ．Ｔ．Ｏ　３６－１－３）

オ　車両等の検査要領
（Ｊ．Ｔ．Ｏ　３６－１－６）

カ　車両等防錆処理要領
（Ｊ．Ｔ．Ｏ　３６－１－５２）

キ　航空自衛隊物品管理補給規則
（昭和４３年　航空自衛隊達第３５号）

ク　個別Ｔ．Ｏ等

ケ　その他個別仕様書に指定する文書

（２）参考文書

ア　航空自衛隊調達規則
（ＪＡＦＲ１２４　昭和３６年　航空自衛隊達第１３号）

イ　航空自衛隊装備品等整備規則
（昭和４６年　航空自衛隊達第１０号）

ウ　航空自衛隊装備品等共通整備基準
（Ｊ．Ｔ．Ｏ　００－１０－１）

エ　航空自衛隊物品管理補給手続（ＪＡＦＲ１２５）
オ　標準作業点数表（日本自動車整備振興会）
カ　日本工業規格（ＪＩＳ）
キ　その他個別仕様書に指定する文書

１－４　車両等外注整備仕様書の種類及び優先順位
（１）仕様書の種類
ア　車両外注整備共通仕様書
この仕様書は、車両等の外注整備について、一般的共通事項を規定する。
イ　個別仕様書
この仕様書は、外注整備について個々の車両等に関する要求事項を規定する。
（２）仕様書の優先順位
車両等外注整備仕様書の内容が相違する場合の優先順位は、次のとおりとする。
ア　個別仕様書
イ　車両外注整備共通仕様書

２　要求事項
２－１　一般
整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に関しては、車両等の特性、状態を考慮し、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して、作業を実施しなければならない。
２－２　整備作業の種類
契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定する
２－２－１　定期検査整備
定期検査整備は、航空自衛隊車両等整備基準に定めるＩ検査又はM検査を、次の工程に従い実施するものとする。
ただし、定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合しない状態もしくは、その恐れがあると認められる場合は、その状態を監督官に報告し、

契約担当官等の承認を得た後（２）（３）の作業を実施するものとする。

（１）定期検査

（２）分解検査

（３）修理等

２－２－２　定期点検整備

定期点検整備は、道路運送車両法(以下「車両法」という。）に定める、定期点検整備（３か月、１２か月及び２４か月）について、 次の工程の作業を実施する。

ただし、（２）、（３）の作業については、定期点検の結果に基づき監督官の指示を得て実施する。

（１）定期点検

（２）分解点検

（３）修理等

２－２－３　計画外整備

計画外整備では、 個別仕様書で規定した作業を実施する。

２－３　作業内容

前記２－２項に示す各工程の作業内容は、個別仕様書で特に規定するほかは、次により実施しなければならない。

２－３－１　定期検査

定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準に定めるⅠ検査又はM検査について、車両等の定期検査実施要領（別紙第１）に従い、個別仕様書に引用する個別Ｔ．Ｏ等に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに、結果を航空自衛隊車両等整備基準に定められた車両作業用紙（別紙第２、３）に記録し、監督官に提出するものとする。

２－３－２　定期点検

定期点検は、車両法に定める定期点検整備について、自動車点検基準（国交省令第７０号）及び自動車の点検整備に関する手引き（国交省告示第３４２

号）に従い個別Ｔ．Ｏ等に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために、必要な作業の要否を確認するとともに、結果を自動車点検基準に定める定期点検記録簿に記録し、監督官に提出するものとする。

２－３－３　分解検査

分解検査は、定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するために必要な単位に分解する作業をいう。

また、分解した部品は、個別仕様書に引用する個別Ｔ．Ｏ等に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、後記に示す各号を基準とし、使用可能品、要交換部品、要修理品及び欠品の別に分類するとともに、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品及び材料（以下「部品等」という。)を判定する。

ただし、分解した部品等は要交換部品を除き新品と同等の清浄度を保持するために必要な洗浄を行う。

（１）使用可能品

使用可能品とは、点検等の結果、不具合がなく再度使用可能なものをいう。

（２）要交換部品

要交換部品とは、個別仕様書で交換を規定したもの及び点検等の結果、監督官及び検査官が使用不能と判定したものをいう。

（３）要修理品

要修理品とは、個別仕様書で修理を規定したもの及び点検等の結果、監督官及び検査官が修理のうえ再度使用することが適切であると判定したものをいう。

（４）欠品

欠品とは、当該車両等の個別Ｔ．Ｏ等により示されたれた通常当該車両に含まれるべき部品及び付属品等で当該車両にないものをいう。

件　　名	車　両　外　注　整　備

２－３－４　修理等

車両等の部位、部品等で、故障等により本来の機能を発揮できない部品を交換、加工、組立、調整及び防錆、塗装等の作業により、本来の機能を発揮するように修復することをいう。

（１）交　換

交換は、部品の取り替え及びその後の調整を実施し本来の機能に修復することをいう。

（２）加　工

加工は、要修理部位を交換することなく、要修理部位の状態及び特性に応じ最も適した方法で、修正し使用可能状態に復元することをいう。

（３）組立調整

組立調整は、分解、修理及び交換等により、規定された機能を有する、良好な部品等を総合的に組み付け、最良の性能を発揮させるため、適正な手順及び方法により、各部の調整を実施することをいう。

（４）潤　滑

潤滑は、車両等の必要な部分又は部品に、必要な潤滑効果を得るために、適合した油脂類（官給品を除く。）を選定し、適正量を給油脂する。

２－３－５　塗装等

（１）防錆、塗装及び標識

車両等の防錆、塗装及び標識は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の塗装及び標識並びに車両防錆処理要領に基づき、実施するものとする。実施にあたっては、極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、監督官に報告し契約担当官等の指示を得て実施する。

なお、全面塗装を実施する場合は、次に示す塗装回数を基準とする。

ア　下塗り

プライマー塗装（防錆処理）１回以上

イ　上塗り

仕上げ塗装（中塗りを含む。）３回以上

（２）塗色

塗色は車両等の塗装及び標識の標準色とする。ただし、部分塗装の場合については標準色を基準とし、周辺塗装に極力一致させるものとする。

２－４　使用部品及び材料

（１）整備作業に必要な部品及び材料は、個別仕様書で官給品と指定されたものを除き、契約相手方において準備する。

（２）部品及び材料は、原則として製造会社の純正部品、優良部品（別紙第４）及び日本工業規格品（ＪＩＳ）とする。

（３）整備作業実施中において、修理不能品（組部品等）が発生し、これの使用可能な部品等が、他の組部品の修理等に流用する事が可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

２－５　機能及び性能

車両等の機能及び性能は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、個別仕様書に引用されている個別Ｔ．Ｏに適合しなければならない。

３　品質保証

３－１　品質管理

（１）契約相手方が実施する品質管理は、車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測機器及び検査装置は、関連法規に基づき定期的に整備され、規定の性能等が維持されていなければならない。

（２）社内点検記録簿等は、確実に保管され、整理されていなければならない。

３－２　品質保証資料

契約相手方は、整備作業等を実施後作成する結果等について品質保証資料として、それぞれの写しを契約が完了した会計年度の翌年の４月１日から起算して、５年間保管しいかなる場合でも即時に参照できる状態にしておかなけれ

ばならない。

4　監督及び検査

個別仕様書で、特に規定する場合を除き、契約担当官等の定める監督及び検査を次のとおり実施するものとする。

（1）監督は、検査指令書に基づき、監督官が整備期間中に適時実施するものとし、監督実施記録（別紙第５）の監督項目について、適否の判定を行うものとする。

（2）検査は、契約条項に基づく車両等の整備作業が完了し、完成品を検査官が検査指令書に基づき車両作業用紙（別紙第２、３）の検査項目について実施し、適否の判定を行うものとする。

ただし、個別Ｔ．Ｏ等で規定された性能を完全に満たすことを基準として、合否を判定するものとする。

5　契約相手方の技術協力

契約相手方は、次の事項について、官側から依頼された場合には、技術等の協力をしなければならない。

（1）納入物品等の不具合等（異状報告）に関する調査検討

納入物品等について発生した不具合等の原因及び対策、処置について、官側の要求する調査検討を行う。

（2）その他の技術的協力

その他官側から要求があった場合の技術的事項に関する資料等の提出又は提示等について協力する。

6　保証

（1）物品の引き渡しから取り引きまでの間の一切の保管責任は、契約相手方の責任とする。

（2）整備期間中における、契約相手方の過失等により生じた損害については、すべて契約相手方の負担とする。

（3）修理完成品が、納入後６か月以内において、機能不良又は損傷等が発生した場合、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると明らかに認められる場合には、契約相手方は無償で再修理等の責を負うものとする。

なお、この判定については、官側及び契約相手方の両者で協議し決定するものとする。

件　　名	車　　両　　外　　注　　整　　備

7　不具合等の処置

（１）不具合事項の発見

　管理換を受けた物品等に状態、条件その他証書記載事項等の相違又は当該管理換等の目的若しくは内容に照らして、不具合事項等が発見された場合は、ＪＡＦＲ１２５の５－７－１７の２１項に基づき処理するものとする。

（２）作業の中止

　次に示す場合は、作業を一時中止し監督官等に申し出て、契約担当官等の指示を受けるものとする。

ア　車両等を修復するため、仕様書で規定された以外の整備作業が必要となった場合

イ　当該車両等が、整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合

（３）作業の追加

　整備作業実施中において、契約以外の要修理箇所を発見した場合は、直ちに監督官等に申し出て、契約担当官等の指示を受けるものとする。

8　輸送

　車両等の輸送（搬入、搬出）については、原則として官側において実施する。

9　その他の指示

9－1　官給品

（１）官給品の品名、数量、時期及び場所等については、官給品等明細表で規定する。

（２）官給品は、原則として官側が準備するものとする。

9－2　付属品及び予備品

　付属品及び予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き、原則として整備の対象外とする。

9－3　安全管理

　契約相手方は、各種検査の実施、危険物及び高圧ガスの製造、取扱、公害の発生する恐れのあるものの取扱並びにその他作業事故を発生しやすい作業について、法令

に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む 。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

９－４　補給手続等

（１）車両等の受渡

車両等の受渡は、航空自衛隊物品管理補給手続により実施するとともに、必要に応じ契約担当官等の指示を受ける。

（２）官給品の請求手続き等

個別仕様書に官給と規定されていないもので、官給が必要であると判断した部品等については、航空自衛隊物品管理補給手続きに基づき必要な請求手続を行う。

（３）旧交換部品の返納処置

旧交換部品は、部品交換表（別紙様式）を作成し、車両等の完成納入時に官側へ返納する。

１０　仕様書の疑義

この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議をするものとする。

別紙第1

定期検査実施要領

区分	種類		点検箇所	点検項目	点検要領					備考
	I	M			目視	聴音	作動	手工具	測定	
ステアリング装置		○	ハンドル	操作具合	○		○		○	
		○	ギヤボックス	油漏れ	○					
		○		取付けの緩み	○			○		
	○	○	ロッド及びアーム類	緩み、がた及び損傷	○		○			
		○		ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷	○					
	○	○	ナックル	連結部のがた			○			
		○	かじ取り車輪	ホイール・アライメント	○				○	
	○	○	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	○		○		○	
	○	○		油漏れ及び油量	○		○			
		○		取付けの緩み	○			○		
ブレーキ装置	○	○	ブレーキペダル	踏み込んだときの床板とのすき間			○		○	
	○	○		遊び及び踏みごたえ			○		○	
	○	○		ブレーキのきき具合			○		○	
	○	○	駐車ブレーキ機構	操作量		○	○			
	○	○		ブレーキのきき具合			○		○	
	○	○	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	○			○	○	
	○	○	リザーバ・タンク	液漏れ及び液量	○					
		○	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	液漏れ	○					
		○		機能、摩擦及び損傷	○		○			
	○	○	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク			○		○	
		○		機能	○					
		○	ブレーキ・バルブ・クイック・レリーズ・バルブ及びリレー・バルブ	機能		○	○		○	
		○	倍力装置	機能			○		○	
		○		エアー・クリーナの詰まり	○					
		○	ブレーキ・カム	摩耗	○					

区分	種類		点検箇所	点検項目	点検要領					備考
	I	M			目視	聴音	作動	手工具	測定	
ブレーキ装置	○	○	ブレーキ･ドラム及びブレーキ･シュー	ドラムとライニングのすき間	○		○		○	
	○	○		シューの摺動部及びライニングの摩耗	○				○	
		○		ドラムの摩耗及び損傷	○					
		○	バック･プレート	バック･プレートの状態	○			○		
	○	○	ブレーキ･ディスク及びパッド	ディスクとパッドのすき間	○		○			
	○	○		パッドの摩耗	○				○	
		○		ディスクの摩耗及び損傷	○					
	○	○	センタ･ブレーキ･ドラム及びライニング	ドラムの取付けの緩み	○			○		
	○	○		ドラムとライニングのすき間	○		○		○	
		○		ライニングの摩耗	○					
		○		ドラムの摩耗及び損傷	○					
		○	二重安全ブレーキ機構	機能	○		○			
走行装置	○	○	ホイール	タイヤの状態	○				○	
	○	○		ホイール･ナット及びホイール･ボルトの緩み及び損傷	○			○		
		○		リム、サイド･リング及びホイール･ディスクの損傷	○				○	
	○	○		フロント･ホイール･ベアリングのがた		○	○			
		○		リヤ･ホイール･ベアリングのがた		○	○			
サスペンション	○	○	リーフ･サスペンション	スプリングの損傷	○					
		○		取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	○		○	○		
		○	コイル･サスペンション	スプリングの損傷	○					
		○		取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	○		○	○		
	○	○	エア･サスペンション	エア漏れ	○				○	
	○	○		ベローズの損傷	○					
	○	○		取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	○			○		
		○		レベリング･バルブの機能	○				○	
	○	○	ショック･アブソーバ	油漏れ及び損傷	○		○			
動力伝達装置	○	○	クラッチ	ペダル及びフォーク先端の遊び及び切れたときの床板とのすき間	○		○		○	
	○	○		作用		○	○			
	○	○		液量	○					
	○	○	トランスミション及びトランスファ	油漏れ及び油量	○		○			

区分	種類		点検箇所	点検項目	点検要領					備考
	I	M			目視	聴音	作動	手工具	測定	
動力伝達装置	○	○	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	連結部の緩み				○		
		○		自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷	○					
		○		継手部のがた			○			
		○		センタ・ベアリングのがた			○			
	○	○	デファレンシャル	油漏れ及び油量	○					
電気装置	○	○	点火装置	点火プラグの状態	○				○	
	○	○		点火時期					○	
		○		ディストリビュータのキャップの状態	○					
	○	○	バッテリ	ターミナル部の接続状態	○					
	○	○	電気配線	接続部の緩み及び損傷	○		○			
エンジン	○	○	本体	低速及び加速の状態			○		○	
	○	○		排気の状態	○				○	
	○	○		エアー・クリーナ・エレメントの状態	○					
		○		シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付状態				○		
	○	○	潤滑装置	油漏れ	○					
	○	○	燃料装置	燃料漏れ	○					
	○	○	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	○		○		○	
		○		水漏れ	○			○		
ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置		○	ブローバイ・ガス還元装置	メタリング・バルブの状態		○	○			
		○		配管の損傷及び取付状態	○					
		○	燃料蒸発ガス排出抑止装置	配管等の損傷	○					
		○		チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷	○		○			
		○		チェック・バルブの機能			○			
		○	一酸化炭素等発散防止装置	触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付の緩み及び損傷	○			○		
		○		二次空気供給装置の機能	○		○			
		○		排気ガス再循環装置の機能	○		○			
		○		減速時排気ガス減少装置の機能	○		○			
		○		配管の損傷及び取付状態	○					

区分	種類		点検箇所	点検項目	点検要領					備考
	I	M			目視	聴音	作動	手工具	測定	
附属装置等		○	警音器、窓ふき器、洗浄液噴火装置、デフロスタ及び施錠装置	作用	○	○	○		○	
	○	○	エキゾースト･パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	○		○	○		
		○		マフラの機能		○				
	○	○	エア･コンプレッサ	エア･タンクの凝水			○			
		○		コンプレッサ、プレッシャ･レギュレータ及びアンローダ･バルブの機能			○		○	
	○	○	車枠及び車体	非常口の扉の機能			○			
				緩み及び損傷	○		○	○		
		○	連結装置	カプラの機能及び損傷	○		○	○		
		○		ピントル･フック及びルネット･アイの損傷	○			○		
		○	座席	座席ベルトの状態	○		○			
		○	開扉発車防止装置	機能			○			
	○	○	その他	シャシ各部の給油脂状態	○		○			

定期点検実施要領（特殊装置）

区分	種類		点検箇所	点検項目	点検要領					備考
	I	M			目視	聴音	作動	手工具	測定	
特殊装置	○	○	操作レバー	機能、給脂、操作装置	○		○			
	○	○	ケーブル	破損、摩耗、錆、よれ、断線	○		○			
	○	○	シリンダー	機能、損傷、亀裂、油漏れ、取付	○		○			
	○	○	油圧ポンプ	機能、損傷、亀裂、油漏れ、取付	○		○			
	○	○	一般漏えい	油漏れ、油量、油質	○		○			
	○	○	旋回機構	機能、損傷、がた、摩耗、給油	○		○			
	○	○	ブーム	取付、損傷、摩耗、がた、亀裂	○		○			
	○	○	パワー・テイク・オフ	機能、損傷、がた、亀裂、油漏れ	○		○			
	○	○	動力伝達装置	機能、損傷、がた、曲り、亀裂	○		○			
	○	○	クレーン・アタッチメント	割れ、歪、損傷、変形、摩耗	○		○			
	○	○	補助脚	機能、取付状態、破損	○		○			
	○	○	荷台	取付状態、損傷、亀裂	○		○			ゲート含む

優　良　部　品　一　覧

番号	品　　名	指　　定　　銘　　柄	備　　考
1	ファンベルト	三つ星ゴム　横浜ゴム　東海ゴム　ブリジストンタイヤ　高砂ゴム 阪東調査ゴム　純正各社	
2	スパークプラグ	日本特殊陶業　日立製作所　日本電装　純正各社	
3	ランプ	小糸電気　生井工業　市川製作所　市金製作所　山口部品　ライフ電球 井上化学　大同用品　鈴木用品　スタンレー電気　東芝電気　純正各社	
4	ミラー	同　　上	
5	ライト	小糸電気　生井工業　市川製作所　市金製作所　鈴木用品　白光社 大同用品　純正各社	
6	ワイパー	朝日製作所　田中設計　三ツ葉電気　マルエス製作所　生井工業 自動車電気　純正各社	
7	ホーン	今仙電気　丸八電気　三ツ葉電気　宮本警報器　日本電装　純正各社	
8	方向指示器	アポロ工業　新日邦　純正各社	
9	ボール及び ローラーベアリング	日本精工　東洋ベアリング　光洋精工　不二越鋼材　東京ベアリング 大阪ベアリング　純正各社	専用ベアリングを除く
10	ガラス	旭ガラス　日本板ガラス　石塚特殊ガラス　藤原工業　(株)　純正各社 (株)　藤原工業所　セントラル硝子	

別紙第4

番号	品　　名	指　定　銘　柄	備　　考
11	ﾗｲﾆﾝｸﾞ	東京石綿　曙ブレーキ工業　日清紡績　朝日石綿　三好石綿　久我石綿 日本アスベスト　日伸製作所　日本ブレーキライニング　純正各社	ﾘﾍﾞｯﾄを含む ふそう　日野　日産D除く
12	フェーシング	東京石綿　曙ブレーキ工業　日清紡績　朝日石綿　三好石綿　久我石綿 日本アスベスト　日伸製作所　　純正各社	ふそう　日野　日産D除く
13	エキゾーストパイプ	泰精板鉄工所　宝栄工業　曙機械　神谷プレス　東京シャリング 純正各社	同　　上
14	マフラー	泰精板鉄工所　宝栄工業　曙機械　神谷プレス　東京シャリング 大栄鉄工所　市川金属工業　純正各社	同　　上
15	コイル	日本電装　特殊変圧器　日立製作所　阪神変圧器　純正各社	ﾄﾖﾀ　いすず　ふそう 日野　日産D除く
16	エレメント	東京エレメント　東京ろ器　土屋製作所　国産機器　日本濾過器 日本化工　ビーコックエレメント　山信工業　星高工業　純正各社	紙製の燃料、オイル、エア　フィルタのみ　ただし、いすずV010-13240-001（陸自番号G2001-0112-006）　ふそう　日野　日産D除く
―	―	以 下 余 白	―

部　品　交　換　表

件名							
官側払(払出年月日:　　年　　月　　日)				官側受(受領年月日:　　年　　月　　日)			
No	品　　名	規 格 等	単位	数量	材 料 記 号	品　　名	数量(KG)

別紙様式

監　督　実　施　記　録

車　　種		整備の種類	
車　　番		所 属 部 隊	第5警戒隊
開 始 日 付		完 了 日 付	

1　監督実施項目

（1）作業実施の確認　（ V印　良好　・　×印　不良 ）

ア　エンジン装置		ケ　制動装置	
イ　クラッチ装置		コ　操向及び操縦装置	
ウ　燃料系統		サ　走行装置	
エ　吸・排気系統		シ　車体	
オ　冷却系統		ス　懸架装置	
カ　電気系統		セ　キャブ及びボディー	
キ　変速機及び終減速装		ソ　車軸	
ク　駆動装置		タ　その他	

（2）部品交換の確認

2　実施結果に対する所見

3　判　定

適　合　・　一部適合　・　不適合

4　その他

監 督 場 所		整 備 担 当 業 者 名	
監　督　官 官 職 氏 名	印	整 備 担 当 代表者氏名	印

別紙第５

監　督　実　施　記　録

車　　種		整備の種類	
車　　番		所 属 部 隊	第５警戒隊
開 始 日 付		完 了 日 付	

１　監督実施項目

（1）作業実施の確認　（ V印　良好　・　×印　不良 ）

ア　エンジン装置		ケ　制動装置	
イ　クラッチ装置		コ　操向及び操縦装置	
ウ　燃料系統		サ　走行装置	
エ　吸・排気系統		シ　車体	
オ　冷却系統		ス　懸架装置	
カ　電気系統		セ　キャブ及びボディー	
キ　変速機及び終減速装		ソ　車軸	
ク　駆動装置		タ　その他	

（2）部品交換の確認

２　実施結果に対する所見

３　判　定

適　合　・　一部適合　・　不適合

４　その他

監 督 場 所		整 備 担 当 業 者 名	
監　督　官 官 職 氏 名	印	整 備 担 当 代表者氏名	印

監　督　実　施　記　録

車　　種		整備の種類	
車　　番		所属部隊	第５警戒隊
開始日付		完了日付	

1　監督実施事項

（1）作業実施の確認　（ ○印　良好　・　×印　不良 ）

ア　エンジン装置		ケ　制動装置	
イ　クラッチ装置		コ　走向及び操縦装置	
ウ　燃料系統		サ　走行装置	
エ　吸・排気系統		シ　車体	
オ　冷却系統		ス　懸架装置	
カ　電気系統		セ　キャブ及びボディー	
キ　変速機及び終速装置		ソ　車軸	
ク　駆動装置		タ　その他	

（2）部品交換の確認

2　実施結果に対する所見

3　判　定

適　合　・　一部適合　・　不適合

4　その他

監督場所		整備担当業者名	
監督官氏名		補助者氏名	

別紙第３

車両等作業用紙（一般車両）

整備作業チェック記号

÷ 良好　T 締付
× 調整　C 清掃
×× 取換　L 給油
××× 修理

分解したら記号を〇で囲む

車種		検査の種類	I □ M □ ＋ □
自動車番号		所属部隊	
開始日付		完了日付	

点検項目	記	備考
Ⅰ．かじ取り装置		
1.ハンドルの操作具合		
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷		
5.ボール・ジョイント・ダスト・ﾌﾞｰﾂの亀裂、損傷		
6.ステアリング・ナックル連結部のがた		
7.ホイール・アライメント		
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷		
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量		
10.パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		
Ⅱ．制動装置		
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間		
2.ブレーキのきき具合		
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ		
4.パーキング・ブレーキの効き具合		
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態		
6.リザーバ・タンクの液量		
7.ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		
8 ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク		

前輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	後輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	

11. ブレーキ・チャンバの機能		
12.ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり		
14.ブレーキ倍力装置の機能		
15.ブレーキ・カムの摩耗		
16.ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
17.ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗		
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
19.バック・プレートの状態		
20.ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間		
21.ブレーキ・パッドの摩耗		

前輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	後輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	

22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み		
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
25.センタ・ブレーキのライニングの摩耗		
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能		
Ⅲ．走行装置		

点検項目	記	備考
1.タイヤの状態		
(1)タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)		
(2)タイヤの亀裂、損傷		
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗		
＊タイヤの溝の深さ		

前輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	後輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	

2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み		
3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷		
4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		
5.フロント・ホイール・ベアリングのがた		
6.リヤ・ホイール・ベアリングのがた		
Ⅳ．緩衝装置		
1.リーフ・スプリングの損傷		
2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)ﾘｰﾌ・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞのUﾎﾞﾙﾄ、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ・ﾊﾞﾝﾄﾞ		
(2)スプリング・ブラケットの取付部		
(3)リーフスプリング・ピンなど連結部		
(4)トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部		
3.コイル・スプリングの損傷		
4.コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット		
(2)サスペンションの各連結部のがた		
(3)サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷		
5.エア・サスペンションのエア漏れ		
6.エア・サスペンションのベローズの損傷		
7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷		
8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		
9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷		
Ⅴ．動力伝達装置		
1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間		
(1)クラッチ・ペダルの遊び mm		
(2)レリーズ・フォーク先端の遊び mm		
(3)クラッチ・ペダルの床板とのすき間 mm		
2.クラッチの作用		
3.クラッチ液の量		
4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ		
5.トランスミッション、トランスファのオイル量		
6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み		
7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		
8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		
(1)スプライン部の摩耗によるがた		
(2)自在継手部の摩耗によるがた		
9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた		
10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量		

車両等作業用紙(一般車両)

Ⅵ. 電気装置				5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック･バルブの損傷			
1.スパーク・プラグの状態				6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷			
2.点火時期				7.二次空気供給装置の機能			
3.ディストリビュータのキャップの状態				8.排気ガス再循環装置の機能			
4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食				9.減速時排気ガス減少装置の機能			
5.電気配線の接続部の緩みと損傷				10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			
Ⅶ. 原動機				**Ⅸ. 附属装置等**			
1.低速と加速の状態				1.ホーンの作用			
2.排気の状態				2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用			
				3.デフロスタの作用			
C O		H C		黒 煙		4.施錠装置の作用			
				5.エキゾースト･パイプ､マフラ等の取付けの緩みと損傷			
3.エア・クリーナ・エレメントの状態				6.マフラの機能			
4.エア・クリーナの油の汚れと量				7.火花防止装置の状態			
5.シリンダ･ヘッド､マニホールド各部の締付状態				8.エア・タンクの凝水			
6.エンジン・オイルの漏れ				9.エア・コンプレッサの機能			
7.燃料漏れ				10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ･バルブの機能			
8.ファン・ベルトの緩みと損傷				11.非常口の扉の機能			
9.冷却水漏れ				12.車枠、車体の緩みと損傷			
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				13.連結装置のカプラの機能と損傷			
1.メターリング・バルブの状態				14.連結装置のピントル･フック摩耗、亀裂、損傷			
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷				15.シート・ベルトの状態			
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷				16.開扉発車防止装置の機能			
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				17.シャシ各部の給油脂状態			

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	

別紙第３

車両等作業用紙（施設、荷役その他の車両等）

整備作業チェック記号			
÷ 良好	T 締付
× 調整	C 清掃
×× 取換	L 給油
××× 修理	
分解したら記号を〇で囲む	

車　種		検査の種類	I □ M □ ＋ □
自動車番号		所属部隊	
開始日付		完了日付	

点検項目	記	備考
Ⅰ．かじ取り装置		
1.ハンドルの操作具合		
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷		
5.ボール・ジョイント・ダスト・ﾌﾞｰﾂの亀裂、損傷		
6.ステアリング・ナックル連結部のがた		
7.ホイール・アライメント		
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷		
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量		
10.パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		
Ⅱ．制動装置		
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間		
2.ブレーキのきき具合		
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ		
4.パーキング・ブレーキの効き具合		
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態		
6.リザーバ・タンクの液量		
7.ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		
8 ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク		

前輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	後輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	

11.　ブレーキ・チャンバの機能	
12.ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能	
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり	
14.ブレーキ倍力装置の機能	
15.ブレーキ・カムの摩耗	
16.ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	
17.ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷	
19.バック・プレートの状態	
20.ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	
21.ブレーキ・パッドの摩耗	

前輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	後輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	

22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷	
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み	
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	
25.センタ・ブレーキのライニングの摩耗	
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷	
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能	
Ⅲ．走行装置	

点検項目	記	備考
1.タイヤの状態		
(1)タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)		
(2)タイヤの亀裂、損傷		
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗		
＊タイヤの溝の深さ		

前輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	後輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	

2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	
3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷	
4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷	
5.フロント・ホイール・ベアリングのがた	
6.リヤ・ホイール・ベアリングのがた	
Ⅳ．緩衝装置	
1.リーフ・スプリングの損傷	
2. リーフ・サスペンション取付部､連結部の緩み､がた、損傷	
(1)ﾘｰﾌ･ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞのUﾎﾞﾙﾄ、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ・ﾊﾞﾝﾄﾞ	
(2)スプリング・ブラケットの取付部	
(3)リーフスプリング・ピンなど連結部	
(4)トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部	
3.コイル・スプリングの損傷	
4.コイル・サスペンションの取付部､連結部の緩み､がた､損傷	
(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット	
(2)サスペンションの各連結部のがた	
(3)サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷	
5.エア・サスペンションのエア漏れ	
6.エア・サスペンションのベローズの損傷	
7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷	
8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能	
9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	
Ⅴ．動力伝達装置	
1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	
(1)クラッチ・ペダルの遊び　mm	
(2)レリーズ・フォーク先端の遊び　mm	
(3)クラッチ・ペダルの床板とのすき間　mm	
2.クラッチの作用	
3.クラッチ液の量	
4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	
5.トランスミッション、トランスファのオイル量	
6.プロペラ・シャフト､ドライブ・シャフトの連結部の緩み	
7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷	
8.プロペラ・シャフト､ドライブ・シャフト継手部のがた	
(1)スプライン部の摩耗によるがた	
(2)自在継手部の摩耗によるがた	
9.ﾌﾟﾛﾍﾟﾗ・ｼｬﾌﾄ、ﾄﾞﾗｲﾌﾞ・ｼｬﾌﾄのｾﾝﾀｰ・ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞのがた	
10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	

車両等作業用紙(施設、荷役その他の車両等)

Ⅵ. 電気装置					12.車枠、車体の緩みと損傷		
1.スパーク・プラグの状態					13.連結装置のカプラの機能と損傷		
2.点火時期					14.連結装置のピントル･フック摩耗、亀裂、損傷		
3.ディストリビュータのキャップの状態					15.シート・ベルトの状態		
4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食					16.開扉発車防止装置の機能		
5.電気配線の接続部の緩みと損傷					17.シャシ各部の給油脂状態		
Ⅶ. 原動機					**Ⅹ．施設、荷役、その他の車両**		
1.低速と加速の状態					1. キャリッジ		
2.排気の状態					2. 操作レバー　－　リフト、チルト		
					3. チェン　－　リフト、ドライブ		
ＣＯ		ＨＣ		黒 煙	4. ケーブル　－　ウインチ、ホイスト		
					5. シリンダ　－　リフト、チルト		
3.エア・クリーナ・エレメントの状態					6. 油圧ポンプ		
4.エア・クリーナの油の汚れと量					7. 一般漏えい　－　油、水、空気		
5.シリンダ･ヘッド､マニホールド各部の締付状態					8. 旋回機構		
6.エンジン・オイルの漏れ					9. マスト本体、ブーム		
7.燃料漏れ					10. 安全クラッチ、減速機構		
8.ファン・ベルトの緩みと損傷					11. ドラム		
9.冷却水漏れ					12. 昇降機構		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置					13. コンミュテータ、ブラシ		
1.メターリング・バルブの状態					14. コントローラ		
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷					15. パワー・テーク・オフ		
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷					16. 索導器		
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷					17. クレーン・アタッチメント		
5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック･バルブの損傷					18. キャタピラ		
6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷					19. 排土板、スクレーパ		
7.二次空気供給装置の機能					20. フイフス・ホイール		
8.排気ガス再循環装置の機能					21. 補助脚		
9.減速時排気ガス減少装置の機能					22. キング･ピン－摩耗､破損､カップラ結合個所		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態					**Ⅺ．かく座機収容器材**		
Ⅸ．附属装置等					1. 操向装置		
1.ホーンの作用					2. 操向アライメント		
2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用					3. クレーン・エンジン		
3.デフロスタの作用					4. クレーン電気系統		
4.施錠装置の作用					5. 補助脚		
5.エキゾースト･パイプ､マフラ等の取付けの緩みと損傷					6. 通話装置		
6.マフラの機能							
7.火花防止装置の状態							
8.エア・タンクの凝水							
9.エア・コンプレッサの機能							
10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ･バルブの機能							
11.非常口の扉の機能							

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	

車 両 等 作 業 用 紙 （ 被 牽 引 車 両 ）

整備作業チェック記号			
÷	良好	T	締付
×	調整	C	清掃
××	取換	L	給油
×××	修理		
分解したら記号を○で囲む			

車　種		検査の種類	I □ M □ ＋ □
自動車番号		所属部隊	
開始日付		完了日付	

点　検　項　目	記	備考
Ⅰ．制動装置		
1.ブレーキのきき具合	□	
2.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	□	
3 パーキング・ブレーキの効き具合	□	
4.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	□	
5.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	□	

前輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	後輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	

6.ブレーキ・チャンバの機能		
7.リレー・エマージェンシ・バルブの機能		
8.ブレーキ・カムの摩耗		
9.ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	□	
10.ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	□	
11.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
12.バック・プレートの状態		
13.ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	□	
14.ブレーキ・パッドの摩耗	□	
＊ブレーキ・シュー又はパッドの残厚		

前輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	後輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	

15.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		
Ⅱ．走行装置		
1.タイヤの状態		
(1)タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)	□	
(2)タイヤの亀裂、損傷	□	
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗	□	
＊ タ イ ヤ の 溝 の 深 さ		

前輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	後輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	

点　検　項　目	記	備考
2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	□	
3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷		
4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		
5 ホイール・ベアリングのがた	□	
Ⅲ．緩衝装置		
1.リーフ・スプリングの損傷	□	
2. リーフ・サスペンション取付部､連結部の緩み､がた、損傷		
(1)ﾘｰﾌ･ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞのUﾎﾞﾙﾄ、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ･ﾊﾞﾝﾄﾞ		
(2)スプリング・ブラケットの取付部		
(3)リーフスプリング・ピンなど連結部		
(4)トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部		
3.エア・サスペンションのエア漏れ	□	
4.エア・サスペンションのベローズの損傷	□	
5.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷	□	
6.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		
7.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	□	
Ⅳ．電気装置		
1.電気配線の接続部の緩みと損傷	□	
Ⅴ．エア・タンク		
1.エア・タンクの凝水	□	
Ⅵ．車枠及び車体		
1.車枠、車体の緩みと損傷	□	
Ⅶ．連結装置		
1.連結装置のカプラの機能と損傷		
2.キング・ピン、ルネット・アイ摩耗、亀裂、損傷		
Ⅷ．その他		
1.シャシ各部の給油脂状態	□	

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	